

令和4年(2022年)9月9日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 露崎 史朗

(仮称) 小樽・赤井川ウインドファーム事業計画段階環境配慮書について(答申)

令和4年(2022年)6月3日付け環境第327号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、小樽市並びに余市郡赤井川村及び余市町の約2,267haを事業実施想定区域として、全高最大179.4m、ローター直径最大158mに及ぶ最大22基の風力発電機による最大出力92,400kWの風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、保安林や自然度の高い植生、自然景観保護地区、鳥獣保護区といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、特に保安林は同区域のほぼ全域、また、自然度の高い植生は区域の大部分を占めているほか、オジロワシなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域には土砂災害危険箇所等が存在しているほか、水資源保全地域が存在している。さらに、同区域周辺には住居が存在しているほか、環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 環境影響評価における配慮書手続は、事業の位置や規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことにより、事業計画の検討の早期の段階において、事業による重大な影響を回避・低減することが目的である。

本事業では、事業実施想定区域を広く設定することで位置・規模の複数案としているが、同区域のほぼ全域に重要な自然環境のまとまりの場等の配慮が必要な区域が含まれている。

このため、今後、位置・規模等の熟度を高めたとしても重大な影響を回避することが困難となることが懸念され、環境保全の見地からより慎重な検討が必要であることから、事業実施想定区域及びその周辺の現況及び各環境要素の重要性について、改めて認識し直し、必要に応じて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(2) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確實に環境影響を回避又は低減すること。

(3) 本配慮書では、風況、地形、道路整備状況、法令等の制約を受ける区域、環境保全上留意が必要

な施設等、防災計画上留意が必要な区域を確認し、事業実施想定区域を設定したとしているが、確認事項の選定理由及びその理由に沿った検討過程の説明がされておらず、事業実施想定区域の設定理由が不明瞭であるため、方法書ではそれらについて分かりやすく記載すること。特に、保安林が事業実施想定区域のほぼ全域を占めており、当該保安林を回避しなかった理由などについても記載すること。

また、風力発電機設置想定範囲には土砂災害危険箇所等が存在していることから、土砂流出等の防止にも配慮すること。

(4) 事業実施想定区域の周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あり、累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 本配慮書では、事業実施想定区域及びその周辺の概況の把握が不十分であった結果、予測及び評価においても不正確な記載や記載漏れが生じており、信頼に足る図書となっていない。

このため、方法書の作成に当たっては、内容を十分精査した上で、不備のないよう記載すること。

(6) 今後の手続きに当たっては、地域住民等から騒音及び超低周波音並びに風車の影による影響を懸念する声が認められている状況を踏まえ、相互理解の促進のため、関係市町村、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

(7) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域の周辺には住居が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住居の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 水質

本配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域は、ほぼ全域が水源かん養保安林であり、また、小樽市朝里地区水資源保全地域が存在するなど、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる水道用水の水源への影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ濁水等の防止措置を講じることや水質への影響を特に配慮しなければならない区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、文献や専門家ヒアリング等によりオジロワシ、クマタカなどの希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られているほか、ノスリの渡りの経路となっている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これら希少な動物や渡り鳥の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバ

ットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 動物相については、哺乳類（コウモリ類を含む）や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

（4）植物及び生態系

ア 事業実施想定区域には、保安林、植生自然度の高いエゾイタヤーシナノキ群落及び奥沢水源地自然景観保護地区といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。特に、保安林は同区域のほぼ全域、また、自然度の高い植生は同区域の大部分を占めているが、代償措置を優先的に検討することがないようすること。

イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ 生態系については、本配慮書では、事業実施想定区域内に奥沢水源地自然景観保護地区が存在しているが、予測及び評価において、当該自然景観保護地区の直接改変に関する記載がなく、環境影響の重大性に関する検討が不十分となっている。このため、事業実施想定区域及びその周辺の概況を改めて十分に確認するとともに、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

（5）景観

ア 本配慮書では、主要な眺望点については関係自治体へのヒアリングなどにより選定しているが、ヒアリング対象を広げるなど、他に追加すべき眺望点がないか改めて検討すること。

また、景観資源については、自然環境の観点のみから選定しているが、史跡や文化財など歴史的・文化的な観点からも選定するとともに、関係機関等へのヒアリングなどにより他に追加すべき景観資源がないか改めて検討すること。

さらに、事業実施想定区域内に奥沢水源地自然景観保護地区が存在しているが、予測及び評価において、当該自然景観保護地区の直接改変に関する記載がなく、環境影響の重大性に関する検討が不十分である。

これらを踏まえ、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 事業実施想定区域周辺には、地域の貴重な観光資源である「塩谷丸山」や重要な眺望点である「毛無山展望所」等があり、風車の設置に伴う自然景観や眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。